



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

本年も、お世話になっている皆さまに、あいわ通信をお届けいたします。弊事務所では、「真の市民のための法律家を目指す」という開業以来の目標を掲げ、以下の方針に基づき、お客様の立場に立って事件解決に向けて誠実に対応するよう、日々の業務に取り組んで参ります。

相談しやすい事務所であること
依頼を断らない事務所であること
利用しやすい費用体系であること
小さな依頼でも誠実に対応すること
偉くない事務所であること

本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。

あいわ総合司法書士事務所

司法書士 椎名尚文

司法書士 高井和馬

司法書士 粒来祐介

相続土地国庫帰属制度

今月のあいわ通信では、令和5年4月27日に創設された「相続土地国庫帰属制度」をご紹介します。「相続土地国庫帰属制度」とは、相続等により土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件の下、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度です。

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっており、このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

1. 制度のポイント

まずは、相続土地国庫帰属制度のポイントをご説明いたします。

- ① 相続等によって、土地の所有権又は共有持分を取得した者等は、法務大臣に対して、その土地の所有権を国庫に帰属させることについて、承認を申請することができます。
- ② 法務大臣は、承認の審査をするために必要と判断したときは、その職員に調査をさせることができます。
- ③ 法務大臣は、承認申請された土地が、通常の管理や処分をするよりも多くの費用や労力がかかる土地として法令に規定されたものに当たらないと判断したときは、土地の所有権の国庫への帰属について承認をします。
- ④ 土地の所有権の国庫への帰属の承認を受けた方が、一定の負担金を国に納付した時点で、土地の所有権が国庫に帰属します。

< 裏面に続く >

< 表面からの続き >

2. 申請ができる人

相続又は相続人に対する遺贈によって土地を取得した人が申請可能です。また、相続等により、土地の共有持分を取得した共有者は、共有者の全員が共同して申請を行うことによって、本制度を活用することができます。さらに、本制度開始前に相続等によって取得した土地についても、本制度の対象となります。

3. 引き取ることができない土地

土地の管理コストの国への不当な転嫁やモラルハザードの発生を防止するため、国庫帰属の要件が法令で具体的に定められています。以下のいずれかの要件に該当する土地については国庫帰属ができません。

① 申請ができない土地（却下事由）

- ・ 建物がある土地
- ・ 担保権や使用収益権が設定されている土地
- ・ 他人の利用が予定されている土地
- ・ 土壌汚染されている土地
- ・ 境界が明らかでない土地・所有権の存否や範囲について争いがある土地

② 帰属の承認ができない土地（不承認事由）

- ・ 一定の勾配・高さの崖があって、管理に過大な費用・労力がかかる土地
- ・ 土地の管理・処分を阻害する有体物が地上にある土地
- ・ 土地の管理・処分のために、除去しなければいけない有体物が地下にある土地
- ・ 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分ができない土地
- ・ その他、通常の管理・処分に当たって過大な費用・労力がかかる土地

4. 審査手数料、負担金

審査手数料の金額は、土地一筆当たり1万4000円となります。また、10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要（20万円が基本）となります。

制度について詳しく知りたい方、ご興味のある方は弊事務所までお問い合わせください。

北海道ブロック新人研修

本年も1月15日から1週間にわたって開催された北海道ブロック新人研修の講師として登壇しました。同研修会では、不動産登記や商業登記、裁判実務など実務に直結する講義が行われますが、私が担当したのは「社会問題」をテーマとして司法書士の活動を紹介するもので、私からは「ヤミ金問題」に関する司法書士の活動をご紹介しました。

私が司法書士に登録した2009年は、090金融と呼ばれる携帯電話一本で短いサイクルで超高金利の貸付けを行うヤミ金が多かったですが、今ではSNSを使ったヤミ金が主流になってきており、連絡方法もLINEを使って行うことが多くなってきました。LINEを使うことで給与明細書や運転免許証などを写真で送ることを求められ、個人情報が悪用されることもあります。また、給与ファクタリングなど売買契約を装うことで法を潜脱しようとする者も後を絶ちません。本年も弊事務所ではヤミ金問題に積極的に取り組んでまいります。お困りの方はご相談ください。

（司法書士 高井和馬）

あいわ事務所からのお知らせ

当事務所で遺言書を保管中のお客様へ

当事務所で遺言書を保管させて頂いているお客様へお知らせです。当事務所では、遺言書保管中のお客様に、遺言の変更等のご希望の有無を定期的に確認させて頂いております。また、遺言書に関係のある方や不動産等のご資産に変更がありますと、遺言についても見直しが必要となる場合があります。そのため、大変お手数をおかけしますが、同封の『お尋ね事項』をご記入のうえ、ご返送頂きたいお願いいたします。また、当事務所の司法書士と任意後見契約や死後事務委託契約を締結した方にもお送りしておりますので、同封の『お尋ね事項』のご返送をお願いいたします。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

